

平成 29 年度 「地下水研究若手助成」 応募要領

日本地下水学会では、地下水研究に携わる若手研究者が独創的な着想に基づいて主体的に行う研究を奨励することで、地下水学分野のさらなる活性化を促すため、若手研究者の支援策として「地下水研究若手助成」の制度を設けています。審査を経て助成を決定した方には研究助成金を交付します。詳細は下記のとおりです。若手研究者による本制度の活用を期待します。

1. 交付対象者

地下水研究に携わる 36 歳未満（申請時点）の若手研究者（学生を含む）とします。ただし、次に該当する場合には交付できません。

- (1) 地下水に関連しない研究
- (2) 既に完成している研究
- (3) 既に完成している研究を実用化又は企業化するための研究

また原則、助成年度を含め 3 年間は再選しないものとします。

2. 助成金額

助成金の総額は 50 万円とし、審査を経て助成金額を決定します。助成決定者数が 2 名以上の場合は、50 万円を人数分で分配します。

3. 審査方法

下記の通り、一次審査（ヒアリング審査）と二次審査（書類審査）の 2 段階で行います。

【一次審査（ヒアリング審査）】<※本審査での発表は一般講演とは異なります>

春季講演会の「地下水研究若手助成ヒアリング審査」のセッションにて、公开发表（口頭）の下で複数審査員による審査を行います。

ヒアリング審査では、「これまでの研究成果」および「本助成により実施したい研究の内容と計画」について発表していただきます。ただし、「これまでの研究成果」については、過去の研究成果や研究活動について審査するものであり、必ずしもこれから助成を受けた研究計画に直接結び付く成果である必要はありません。

【二次審査（書類審査）】

「今後の研究内容および研究計画（助成金使途計画）」について記述していただきます。提出された申請書類に基づき、書類審査を実施します。

上記の審査は、平成 29 年度春季講演会の会期中に、理事会が選任した審査員によって行います。なお、助成対象者のうち優秀な研究をされた方には、助成期間の終了後に「若手地下水研究奨励賞」を授与します。

4. 助成申請方法と期間

本助成を希望される方は、まず春季講演会の発表申込みページより（1）助成申請（ヒアリング審査の申込み）を行い、その後、期日までに（2）書類審査用助成申請書類を送付ください。

（1）助成申請（ヒアリング審査申請）受付締め切り：平成 29 年 3 月 21 日（火）正午

春季講演会の「地下水研究若手助成ヒアリング審査」セッションへの発表申込みをもって、本助成の申請手続きとします。春季講演会の発表申し込み受付画面から、「地下水研究若手助成」の申し込みのチェックボックスにチェックを入れてください。ただし、一般講演への発表申込みも行う場合は 2 回の申込みが必要です。詳しくは以下の(a), (b)をご確認ください。

(a) 地下水研究若手助成ヒアリング審査『のみ』申し込む場合；

「申込内容」の項目において、「発表の申し込み」と「若手研究助成」の申し込みボックス（2箇所とも）にチェックを入れてください。「講演発表内容記入欄」には、若手研究助成のヒアリング審査での発表タイトル・要旨を記入してください。連名発表者の欄への記載は必要ありません。なお、ヒアリング審査の発表形式は原則、口頭発表となります。

(b) 地下水研究若手助成ヒアリング審査と一般講演の両方に申込みをしたい場合；

2回のエントリーが必要です。

1回目：上記(a)の操作をして「地下水研究若手助成」のヒアリング審査に申込み

2回目：一般発表チェックボックス『のみ』にチェックを入れ、「一般講演発表」に申込み

※申込みが完了すると「受付完了メール」が届きますが、そのメールには若手研究助成への申込に関する記載はありませんので、ご了承ください。

（2）書類審査用助成申請書類受付期間：平成 29 年 4 月 3 日（月）～4 月 24 日（月）

申請書類ファイルを学会ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、学会事務局宛て（メールアドレス：chikasui@nifty.com）に電子ファイル（pdf ファイル）を提出してください。なお、メールの件名には、「若手地下水研究助成」申請書（書類審査用）の送付 と記載してください。

5. 採択基準

地下水研究若手助成金の交付決定にあたっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、申請研究の学術的な波及効果等を考慮します。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定します。

6. 交付決定

一次および二次審査結果の審査員による審査結果に基づき、理事会が決定します。審査結果は、平成 29 年 6 月下旬頃決定し、速やかに応募者に通知します。

7. 助成金の使途と会計報告

研究助成金の使途は特に問いません。ただし、下記の「成果報告書」において使途の細目を報告することとします。なお、助成金の使用期間は、原則、決定した助成期間とします。

8. 成果の報告義務

助成により得られた成果については、以下に従ってください。

- (1) 別途指定する「成果報告書」として取りまとめ、本学会理事会に提出すること。
- (2) 研究助成金の使用期間が受賞の翌年度に跨ぐ場合には、年度末に「中間報告書」を本学会理事会に提出すること。
- (3) 成果は学会誌（「論文」「技術報告」「すぷりんぐ」「新技術紹介」「ニュース」「訪問記」等として）で報告すること。
- (4) 成果報告に当たっては、本研究助成制度を活用した旨を明記すること。
- (5) 刊行の報告等については、当該刊行物等 1 部を添え、刊行又は掲載された事実を会長あて報告すること。
- (6) 学会・研究会等において発表する場合は、「講演要旨」を、新聞・研究誌等に投稿された場合は、当該刊行物等を 1 部送付すること。

9. 問い合わせ先

公益社団法人 日本地下水学会 事務局
〒104-0045 東京都中央区築地 2-15-15
セントラル東銀座 1008（10 階）
Mail : chikasui@nifty.com
（窓口対応 毎週月・水・金曜日(9:30～17:30)）

なお、問い合わせはメールのみとします。

以上.